

2016年10月21日

大阪府知事
松井一郎 様
大阪府警察本部長
村田 隆 様

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 赤井 隆史
部落解放大阪府民共闘会議
議長 石子 雅章

大阪府警・機動隊員差別発言に対する抗議・申し入れ書

日頃より部落問題解決をはじめ人権政策確立にとりくまれておられますことに深く敬意を表します。

早速ですが、去る10月18日、政府によって米軍ヘリパットの建設工事が進められている沖縄県高江で、建設反対派として抗議行動を行っていた芥川賞作家・目取真俊氏ら市民に対し、大阪府警から派遣されていた20代の機動隊員が「触るなくそ。どこつかんどるじゃコラ、ボケ、土人が」との差別発言を行い、本人も事実を認め、沖縄県警は「不適切な発言」として隊員を19日に帰任させたとマスコミに報じられています。

その直前にも別の大阪府警から派遣されている20代の機動隊員が「目が血走ってるぞ」と反対派からいわれたことに対し、「黙れ、シナ人」と応じていたこともインターネット上にその動画が配信、沖縄県警が前線の警備から外したと報道されています。

翁長雄志・沖縄県知事は「一県民としても、県知事としても言語道断で到底許されるものではなく、強い憤りを感じる」と述べ池田克史・沖縄県警本部長に適切な指導を求める考えを示しています。

菅義偉官房長官も19日の記者会見でこの差別発言に対し「許すまじきこと」「警察官が不適切な発言を行ったことは大変残念だ。今後はこのようなことがないように警察で適切に対応するだろう」と苦言を呈するに至っています。

「土人」は植民地における統治・被統治の関係からその土地の人に対し、未開・非文明的・粗野という差別観を伴った侮辱語、差別語であることはいうまでもありません。

また、「シナ」とは中国に対する古い呼び名として使用されていましたが、日本人が中国人に対する侮辱語として使用、中国政府が日本政府に対しこの用語を使用しないよう申し入れるに至っています。

これら大阪府警隊員の一連の発言に対し、松井一郎・大阪府知事は、「ネットでの映像を見ましたが、表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張御苦労様」と差別発言を擁護しているととられかねない投稿をTwitterで行っていると報じられています。

国民の信頼にこたえ生命を守るべき警察の機動隊隊員がこのような一連の差別発言、松井知事のこのような投稿に私たちは驚きを隠せません。

これらの差別発言行為は2000年に国家公安委員会規則として定められている「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」（職務倫理）の第二条を著しく逸脱している行為であるといわざるをえません。

第二条 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

- 2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。
 - 一 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
 - 二 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
 - 三 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
 - 四 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
 - 五 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

また、2015年3月に改定された大阪府人権教育推進計画においては警察職員に対する人権研修の推進を明確に位置づけています。

あわせて国連人権理事会では、「人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015-2019）行動計画」を採択しており日本は共同提案者になっています。「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」がテーマになっており、全ての公務員は以下の目標を遂行するよう求めています。今回の差別発言を生み出した背景など掘り下げ、これまでの警察職員に対する研修内容や実施状況を点検し、二度とこのような発言がないよう人権教育・研修を徹底するべきだと考えます。

〔警察職員に対する人権研修の推進〕

○採用・昇任時、専門教養のための警察学校及び職場におけるあらゆる機会を捉え、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）に定める基本的人権の尊重を柱とする「職務倫理の基本」に基づき、各種の職務倫理教養の一層の充実に努めます。

○人権尊重に配慮した府民応接活動、被害者への適切な対応、被疑者・被留置者の適正な処遇等についての人権研修を、引き続き実施します。

〔人権教育のための世界計画第3フェーズ（2015-2019）〕

{人権教育のための世界計画の目的}

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通の集団的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を強化する。
- (f) 既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる。
- (g) 人権教育及び研修に関する国連宣言の実施を促進する。

以上、一連の大阪府警機動隊員による差別発言に対し強く抗議するとともに、大阪府知事、大阪府警として今回の差別発言に対する見解、ならびに今後どのように対処していくのか、広く大阪府民、沖縄県民に明らかにすることを強く求めるものです。